

公益社団法人 大阪府理学療法士会 倫理規程

公益社団法人大阪府理学療法士会会員は大阪府民の心身共に健やかな生活に寄与するため、関係法令を遵守し、人権尊重の理念に基づいて、その専門性を生かした理学療法サービスを提供する責務がある。

- 一、会員は、国籍、人種、宗教、文化、思想、門地、社会的地位、年齢、性別などに差別なく平等に接する。
- 一、会員は、大阪府民の保健、医療、福祉のために、府民の求める知識・技術を可能な限り提供する。
- 一、会員は、その業の責任と目的を念頭に置いて理学療法サービスを行う。
- 一、会員は、専門職としての自覚を持ち、理学療法の発展に努める。
- 一、会員は、理学療法士としての責任を重んじ、誠意ある謙虚な態度を保持する。
- 一、会員は、治療・指導・援助について十分説明し、正しい理解を得る。
- 一、会員は、関連職種との連携と信頼を保ち、その責務を果たす。
- 一、会員は、業務上知り得た情報についての秘密を守る。
- 一、会員は、定められた正当な報酬以外を請求、受理することなく理学療法を提供する。
- 一、会員は、後進の資質向上と自己研鑽に努める。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日一部改正により施行する。